

令和5年度第2回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

議題	1 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)について 2 その他
日時	令和5年7月28日(金) 午後2時00分から午後4時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	松為委員長、瀧井副委員長、高丸委員、小寺委員、山本委員、上杉委員、柴田委員、細谷委員、田中委員、畑委員、江指委員、安田委員、寺田委員、山田委員、渡邊委員 (欠席委員) 湊委員、鈴木委員、野毛委員、瀬川委員、譲原委員 (事務局) 内藤理事兼福祉部長、鈴木障がい福祉課長、大畑課長補佐、平山課長補佐、大八木課長補佐、荒井課長補佐、志村副主査、鈴木副主査、長谷山主任
会議資料	次第 資料1 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案) 資料2 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 担当課別事業一覧
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0名

○鈴木(朗)課長

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、また大変お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度第2回茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画推進委員会を開催させていただきます。茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画推進委員会規則第5条第2項の規定により、過半数の委員のご出席がございましたので会議が成立していることをご報告させていただきます。

また本日は湊委員、鈴木委員、野毛委員、瀬川委員、譲原委員、計5名の委員より、事前に欠席のご連絡をいただいておりますので併せてご報告させていただきます。

本日、寺田委員にご出席していただいておりますが、職員が横について、資料のめくり、或いは説明をさせていただくこととなりますので、委員の皆様ご発言の際は、ゆっくりとわかりやすく話していただきますようお願いいたします。

また、会議後に会議録を市のホームページと市役所本庁舎1階、市政情報コーナーで公開いたします。

本日の議事録につきまして前回に引き続き、AI議事録作成システムを使用して議事録作成を行います。ご発言される際にはマイクの根元にございますボタンを押して、赤いランプがつかましたら、ご発言していただくようお願いいたします。また発言が終わりましたら、同じくボタンを押して、赤いランプが消えたことを確認してください。

では会議に先立ちまして、事前にお配りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。まず上から次第がございまして、次に資料1第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(素案)について、次に資料2第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画担当課別事業一覧、以上でございまして、過不足等ございませんでしょうか。それでは今後の議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第五条第1項の規定により、松為委員長に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○松為委員長

皆さんこんにちは。暑い中、ご苦労さまです。

それでは第7期の茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の案につきまして、ただいまから議論を進めたいと思います。まず最初に事務局の方から、この資料につきまして説明よろしく願いいたします。

○事務局

それでは議題1第7期計画(素案)について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。右上につけてあるQRコードのような記号は「ユニボイス」という記号でして、視覚障がいの方が専用のアプリを使ってこの記号を読み取るとそのページの内容を読み上げてくれるものとなります。見本で表面にだけ張り付けておりますが、前期計画同様最終的には全ページに張り付ける予定です。

ページ番号については第1章からふっております。表紙を1枚めくっていただくと、市長のあいさつ文がありますが、令和6年3月の日付となりますので、年明け第4回の推進委員会にてその時の社会情勢も踏まえてお示しします。

1枚おめくりください。「障害の害の字の使い分けについての説明」「先ほど説明したユニボイスについての説明と、ユニボイスを貼り付けした位置が分かるように半円の切込みを入れる説明」「専門的な用語については計画書後半の資料編の用語集を見てほしいという説明」「統計やアンケート結果の数字の説明」「余白欄に市内障害福祉サービス事業所の利用者さんに書いていただく挿絵を入れる予定ですが、その説明」を記載しております。

また、右ページから目次となりますが、今後の会議のご意見によってページ編成が変わる可能性もあるため、現時点では目次にページ数を記載しておりません。他にも計画本編において「●●ページを参照ください」といった記載の箇所にはページ番号を黒塗りの丸で表記しています。

1枚めくっていただいた右のページから第1章がスタートし、ページ数の記載をしております。また、製本を意識してページを割り振っていきまして、1ページ目の裏は本来2ページとなりますが、何も記載しない予定のため数字を隠しております。それでは各章ごとに概要を説明させていただきます。

まず「第1章 本計画の概要」です。

3ページから4ページの「1 本計画の策定と背景」では、前回計画の令和3年～5年までの(1)国の動き、(2)神奈川県動き、(3)茅ヶ崎市の動きと計画策定の趣旨を記載します。次に5ページ「2 本計画の位置づけ」では、(1)法的な位置づけ、庁内連携計画との整合を説明し、6ページにおいて(2)計画の

対象者の法律上の定義、7ページにおきまして(3)計画の実施期間となり、今回の計画は令和6～8年度が対象となります。次に8ページ「3 本計画の全体像」ですが、本市の目指す将来像を一番上に記載し、その下の円の図において一番真ん中の黒塗りの箇所に3つの基本理念、一番外側に障がい者の日常的な暮らしの要素を網羅する「施策の方向性」を記載し、この施策の方向性をグルーピングしたものがその一つ隣の円である「基本方針」となります。基本理念をもとに6つの基本方針を実行していき、本市の目指す将来像に少しでも近づけるように施策を推進してまいります。

右の9ページには3つの基本理念のそれぞれの考え方を記載し、10ページには6つの基本方針それぞれで実行していく内容を12の施策の方向性のテーマとリンクさせて記載しております。11ページ(3)SDGSにつきましては、SDGSの説明と、12の施策の方向性の目標達成に向けた取り組みが、SDGSのどのゴールの達成に寄与するかを第3章にて記載します。12ページ「4 本計画の策定経過」につきましては、計画の策定プロセスの概要を示したものととなります。第1章は、計画書の導入の部分ですので、計画を取り巻く全体的な概要を説明することになります。

次に13ページ「第2章 本市の障がい者の現状と将来推計」です。身体障害者手帳の所持者数、年齢別内訳、障がい種類別の所持者数、等級別所持者内訳を15～18ページに、18ページ下に特定の身体障害を持つ方の医療機関での自己負担割合を軽減する自立支援医療(更生医療、育成医療)の統計データを記載しています。19ページから21ページまでが知的障がいの方を対象とする療育手帳の統計データ、22ページから24ページまでが精神障がい者保健福祉手帳の統計データ、25ページが精神科への通院時に自己負担割合を軽減する自立支援医療(精神通院)の受給者数を記載しています。26ページの(1)では難病患者数の推移を記載し、(2)においては発達障害、高次脳機能障害についての本市の人数を把握する事は難しい旨を記載していますが、前回の推進委員会でご意見いただきました、文部科学省が調査した小中学生における発達障害の可能性のある児童のおおよその割合を記載しています。27ページにおいては障がい福祉サービスを受けるために認定が必要な障害支援区分の認定人数の統計を記載しており、区分6が最も重い認定となります。最後に28ページにおいては3つの障害者手帳の過去6年間の所持者数の増加率等を考慮した上で、計画期間である令和6～8年度までの所持者数の推移を記載しました。身体障害者手帳は微減傾向、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳につきましては徐々に増えていく推計となっています。

続きまして29ページ「第3章 本計画において取り組むべき課題と施策の展開」ですが、ここが計画の中心部分となります。31ページにはどのように課題を抽出したのかのプロセスのフロー図を記載しており、32～33ページには施策の方向性ごとに取り組むべき施策を示しております。前回の推進委員会においていただいた意見により修正した4箇所の説明をさせていただきます。32ページの上から4つ目「1-4 育てる」の横の1-4-1 調整会議においては「福祉人材の質・量の充実」という設定でしたが、「相談員」の不足が大きな課題となっているので、目立つようにここにに入れてほしいとお声があったため修正しております。

次に32ページの下から3つ目の「3-1 住まう」の横の3-1-1につきましては、「親亡き後を見据えた住まいに関する支援」としていましたが、親亡き後関係なく住まいに関する支援は必要となるので、前回計画のような文言で良いのではないかとの意見があったため文言の修正をしました。次に33ページの下から2つ目「5-1 学ぶ」の横の5-1-2の「教員の障がいに関する理解の促進と専門性の向上」につきましては、この件は何年も前から言われているがなかなか進まないため、頭出ししておくべきという事でここに記載を追加しております。最後にその下の5-1-3インクルーシブ教育の浸透としていましたが、もう少し分かりやすい表現にすべきではないかとのご意見だったため、「障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育の浸透」という表現に修正しております。続いて34ページをお開きください。ここからは12の施策の方向性ごとにそれぞれ見開きである程度網羅できるように記載しております。ところどころアンダーラインが引いてありますが、内部で何度も調整をして修正した箇所にアンダーラインを引いており、アンダーラインを削除しないまま印刷してしまい、配布をしてしまっておりました、申し訳ありませんでした。実際

の計画書に今回の素案のようなアンダーラインは引きませんのでよろしくお願ひします構成としましては、まず前計画の振り返りにおいて、どのような課題のもとどのような事に取り組んできたかを記載しております。

その下にアンケート、ヒアリング等からのご意見として、アンケート結果の抜粋、右ページ上にアンケートやヒアリングからの個別意見等を記載し、そこで取り組むべき課題を抽出して、計画期間にどのような視点で取り組むかを「取り組むべき施策」に、何を具体的に行っていくかを右下の施策の展開に記載しています。その次のページに各課がどのような事業に取り組んでいくかを記載してあります。

各課ごとの事業の割り振りにつきまして、「資料2」をご覧ください。色づけした課は、庁内調整会議の委員となっていない課となり、かっこ書きの番号は再掲といひまして、施策の方向性をまたいで何度か掲載がまたがっている事業となります。例えば資料1の36ページを見ていただくと1番にアプリ事業を記載しており、69ページにもアプリの事業を50番で掲載しておりますが、事業概要の表現につきましては、その施策の方向性に関連した内容としております。再度どこの番号で掲載されているかもそこに記載しております。一つ一つ見ていただくと分かるのですが、どうしても施策の方向性の内容により事業の多さや、施策の展開の欄の説明の具体性等に差が出てきてしまう所はあります。また、施策の方向性によっては、方向性に関係した写真等を掲載したい意向で、45ページには見本で研修の写真を掲載してあります。できるだけ見開きで全て分かるようにしたかったのですが、どうしても2ページでは収まらなかったため、1つの施策の方向性ごとに3ページでおさめてあります。

続きまして71ページ「第4章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量の設定」93ページ「第5章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量の設定」につきましては、国の基本指針に基づいて成果目標を設定するところになっており、国から指定された指標についての目標値や障害福祉サービスごとの3年間の見込み量を記載しています。基本的には過去の数字の傾向をもとに計画期間である6～8年度の数値を設定しています。この部分は夏から秋にかけて国の追加通知が出る可能性もあり、その内容によっては若干変動する可能性もありますが、現時点での国の通知に基づいての記載となります。また、78ページに前回推進委員会でご意見いただきました、サービスを使いたかったのに使えなかった場合の見えないニーズについての言及をさせていただいております。

次に99ページ「第6章 本計画の推進」ですが、100～101ページで計画の推進体制、102ページに事業の進捗管理についての考え方を示しております。

最後に103ページ資料編ですが、計画に関する各種規則や要綱、外部の委員さんの名簿や審議の経過、アンケートやヒアリング結果の概要、年内に行うパブリックコメントの結果、用語集等を記載します。以上、計画(素案)について、説明させていただきました。

また、今回の推進委員会を欠席されている譲原委員から1点ご意見をいただいております。32ページの取り組むべき施策の1-4育てるの「1-4-1相談員等の福祉人材の質・量の充実」の「相談員等の」箇所について前回ご意見をいただき修正した部分です。

メールでご意見いただいたので、文言そのままを讀ませていただきます。

「実際の支援の場では直接支援の職員やサービス管理責任者等の職員の確保の問題も深刻で、事業所内の支援の場についても大きな課題がある状況です。決して相談員だけその問題課題が際立って大きい訳でもない中で、それだけの特筆するのは人材の課題が相談員に寄った印象になってしまうように思ひました。ももとの案どおりに福祉人材の質・量の充実で良いように思ひます。相談の問題は他の部分でも多く記載されていますので、その重要性や人材の問題もその中でカバーされるのではないかと思ひます」との事でした。まずこの件をご議論いただければと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○松為委員長

ありがとうございます。それでは議事に入ります。

入る前にさっと見て、46 ページのタイトル、基本方針の基が抜けてますよね。修正を間違いなくやってください。

ではまず、今事務局からお話ありましたタイトルのところにつきましてどうでしょうか。相談員等じゃなくて、原案通り福祉人材ってことに変えたらどうでしょうかという話なんですけど皆さんご意見等ございましたらどうぞ。上杉委員どうぞ。

○上杉委員

譲原委員のおっしゃることはもっともだと思いますが、単純に福祉人材ってしてしまうと、学識経験者まで含めて福祉に関わる人っていう、幅広なものになってしまうと思うんです。ここでいう福祉人材が本当に足りていないのは、相談員さんも含めた現場の職員さんのことだと思うんですね。なので現場というような言葉、そういったものを入れれば相談員に特化する必要はないかと思います。以上です。

○松為委員長

確かに福祉人材っていうと学識経験者含め幅広い概念になってしまいますね。むしろここで計画するのは現場のいろんな職員の問題ってことになりますから。他はどうでしょうか。案としてどうします。現場の福祉人材って格好でいきますか。相談員等じゃなく。

○上杉委員

現場という言葉を入れてもいいと思いますし、単純に相談員・現場職員等のって入れてもいいかと思います。現場職員という表現は。あんまり専門的な言い方ではないですね。ただ、言いたいことはそういうことなので。

○松為委員長

皆さんのご意見、相談員を強調する。確かに相談員だけじゃないんで足りないのが、ヘルパーさんも足りてないし、上杉委員のいうことはわからないことはないですね。他の人はどうですか。

○安田委員

上杉委員のおっしゃる通りで、私どもの職場でもやはり相談以外の支援員、直接支援員というような形で、直接支援に当たる職員が、ここ3年くらい、昨年から募集をかけても、通常の半数以下という状況で私どもの法人がっていうことではなくて、あちこち仲間の施設の方にお伺いしても、横浜でも、関西の方でも或いは都内でも集まらないと。お伺いしてるのは、外国人の研修を考慮してらっしゃるといふことも複数聞いているというような状況で、もうかなり厳しい状況になってきているなというふうには感じております。

だからその育成というような問題というのはどちらかというと、切実な職員の確保ということに私たちは実感としてはありますけれども、このところでの計画の中では育成とか、やはり支援力が上がれば、単純に合理化できるわけじゃないですが支援する職員のスキルアップが図れば、少数の人で、たくさんの方を支援できるわけではないんですけど、質は上がるかなというふうに思いますので、計画としては育成でいいのかなと思います。それが実情だなというふうには感じております。

現場職員と言うと何か取られる意味合いが難しいかと思しますので、直接支援員とか介護職員とかそういった言葉でもいいのかなというふうには感じております。

○松為委員長

他はどうでしょうか。今おっしゃったんですけど、介護職員に限定してるわけじゃないですね。今、最後に介護職員というのが少し気になりました。本文の中では介護職員確保と限定していったわけではない。

だからそうするとさっきの相談員って格好ですかね、介護職員というのを表に出しちゃうとね、また少し

特殊な領域って言われそうな感じもするんで、もう少し汎用的な用語というか、オブラートに包んだ内容も何かないかなと聞いて今確認しますと、基幹相談支援センター、発達障害相談専門員、市民後見人養成と、44ページには主だった人を書いておりますから介護ってことに関してもどうも限定されてない。ただいま聞いて人手不足はね、よく承知してるところなんで。

○柴田委員

今お二方のお話をお伺いして、その言葉の表記のところだと、相談員と支援員っていうふうな使い方が私の事業所ですとそういうふうに使分けるところです。介護と限定的な言葉を、もちろん業界広いので、そうすると相談員、支援員っていうふうな二つのワードが必要なのかなっていうふうには思うんですが。相談員と支援員という言葉をつけていくと、結構汎用的に使えるかなと。私らのところだとスッと入ってくるんですけども、これが広く一般的なところになると、皆さんどういうふうに使えとめられるかなっていうふうなところが悩ましいなっていうふうには感じております。

○松為委員長

他の一般的な人たちどなたか。そうですね。感想として福祉人材と言わなくていいそのこと相談支援員等にしてしまうという手もありますね。福祉人材、アカデミックな現場感覚を抜けたような感じになるかもしれないから、実践やってる現場の人をつけると相談員なんて支援という、それが汎用的な用語として使われてるんだったらね。むしろそういう格好の方がいいかという感じもしますね。他の人はどうですかその感覚的に。もしないようでしたら、事務局どうですかその用語で行きますか。何かちょっと事務局からすると何か問題点ありますか。

○事務局

問題はないですが、1案として例えばなんですけど、現場で働く福祉人材の質の充実はいかがですか。現場で働くという。それかさっきの相談員、支援員等の質の充実のどちらかですか。

○松為委員長

福祉人材をもっと強調するんだったら現場で働くですね。これはその感覚ですね、現場で働く福祉人材の質ってことを強調するのか、それとも相談支援等を強調するのか。

○上杉委員

現場で働くに1票。

○松為委員長

どうですか。

○瀧井副委員長

はい。同じく1票。

○松為委員長

現場で働く福祉人材の質の充実、それでいきたいと思います。ありがとうございます。

では、議論戻りましてそれ以外のこと全般につきまして、皆さんのご意見ご質問等ございましたら、どんなことでも、忌憚ないご意見をよろしくお願いたします。

全般としてどんなことでも結構ですけど、何かありますでしょうか。

○柴田委員

10 ページ、これも言葉の表記のところで、基本方針 3 のところで、二つ目、日常生活様々な場面において障がい者みずからの意思決定、意思に基づく選択決定ができるよう、障がい者の権利擁護が守られるように、施策の充実を図ります、と言葉の表記で意思決定のところと権利擁護のところで、何かわかりづらいなというふうなところがあります。

今、意思決定支援というところがかなりある中でこの障がい者の権利擁護が守られるというところの何か二つ、何か詰め合わせしすぎてるのかなと思います。

そのところでもし意思決定の支援のところの強化であれば、もう本当普通に選択決定ができるよう支援体制の強化を図りますぐらいの何かでもいいのかななどに思ってしまって、そうするとこの権利擁護という言葉が失われてしまうなというところもあったんですが、その辺のところに違和感が私なりのところだったところがございます。

○松為委員長

どうでしょうか。この件につきまして、今読んで、権利擁護が守られるという表現はダブってますね。どうです。これに関して。表現として。

○上杉委員

擁護を取っちゃえばいいんじゃないですかね。権利が守られる。あとはそのままいいような気がします。

○松為委員長

権利が守られるようにって書くと、その意思決定というものと、権利擁護ってのは全部セットで両方入れていくっていうイメージになりますよね。今お話ししてどうします。意思決定を強調することで権利も権利擁護まで言わなくてもいいという、そういった意見のような気もしましたけど、どういう格好で考えればいいですか。

○柴田委員

そうですね両方入れといた方がいい場合もあるんですけど、だったら言葉的に繋がらないような気がしますので、整理をしたほうがいいのかもしれないです。大事な言葉だと思うので。

○松為委員長

本人の意思決定ということも、権利や権力ってもっと幅広い概念で、意思決定を含む、権利を守るを含むって格好で入れてしまうのはどうですか。かなりアバウトだけど。

ここは他の人たち、何かご意見ございましたらどうでしょうか。この文言につきまして。

○安田委員

相談室とれいんの安田です。柴田委員のおっしゃった内容については、その前のページの 9 ページのところというと、基本理念の 1 のところと 3 のところに係る内容かなと思いますので、可能であれば二つにして意思決定に関する項目と権利を守るということで、2つになっていた方がいいかなと思いますが。

○松為委員長

どちらも大事なことですけどね。今、1 番目の方の基本理念に係る、そういったイメージでとらえるんだしたら、さっき言いましたように文章を作りましょう。

障がい者自らの意思に基づく選択決定ができるよう、障がい者の権利が守られるようと括弧で完全並列で並べるとか。守るよう、意思決定ができるよう、そして権利が守られるよう、施策の充実を図りますという確認文書になりますけど。事務局どうです。記載は大丈夫だと見込み了解したということでここがこれでいきましょう。

ありがとうございました。ではそれ以外に何か、さっき上杉さん、どうぞ。

○上杉委員

66 ページの実施する主な事業のとこなんですけれども、ここの 45、療育相談の充実とか、46 切れ目のない支援体制の構築とかあるんですが、全部連携を図りますで、この部分が終わっているんですね。戻りまして、10 ページの下の方の基本方針、障害のある子どもの成長支援のところに、保健、医療、保育、教育等との連携及び体制の強化って入ってるんですね。

なので、また 66 ページに戻りますが、体制の強化的な文章を入れて欲しくて、例えばなんですが、家族支援を含めた実効性のある支援体制を構築しますとか。もう一度言いますと、66 ページの番号 45 に追加する形で家族支援を含めた実効性のある支援体制を構築します。というような文章を入れたいかがか。もう一つ理由があるんですが、この前、県の親の会の役員会がありまして、その際に県が強度行動障害の対策をやめてしまったという話が出まして、たぶん、障がい福祉課さんの方はお存知だと思うんですが、強度行動障害は大きな声を出したり、いろいろなものを壊したり、人を叩いたり、自分も叩いたり、手がつけられない状態のことを言うんですが、そういう方に対する対策を項目として出すのをやめてしまった。

そこを何とか手当しなきゃいけないということと、その強度行動障害を防止するために、小さい頃からの育ちの部分が大事であると思います。そのためには、家族を支援しなくてはいけない。その家族支援を国が計画に入れるようにいっていると私は聞いたんですね。ただ、県の計画はそれが入ってなくて、県の計画は前計画と同様に作られている。だから市町村レベルで、そこのところ家族支援を入れるように働きかけていかなくてはいけないという話が出ました。

なので、ここに家族支援を含めた実効性のある支援体制を構築します。もしくは強化でもいいですけど。そしたら 10 ページの言葉と文章ともリンクしますし、家族支援という言葉を入れることで、少しその強度行動障害の対策が市町村レベルで作られるのではないかと思います。

○松為委員長

66 ページ 45 番の療育相談の充実を事業概要等の文章の中に、家族支援を含めてっていうの入れるということですね。読み上げますと、障害を早期に発見し早期に療育相談及び医療的支援につなぐため、障がいを早期に発見し、早期に療育相談及び療育的支援に繋ぐため、保健・医療・福祉・保育・教育分野の関連機関等が連携を図ります。

○上杉委員

保健・医療・福祉とあって、この文章はこのままでいいと思います。ただ、それだと連携を図りますだけで終わってしまうので、そのあとに、家族支援を含めた、実効性のある支援体制を構築しますという文章を新たに追加する。今言ったように家族支援を含めた、実効性のある支援体制を構築します。強化しますでもいいと思いますけど、そのような形にさせていただきたいと思います。家族支援を含めた構築もある、実効性のある支援体制を構築しますという提案です。

○松為委員長

さてどうでしょう他の人たち。家族支援をこの 45 番目で特に触れて、付け加えるっていうそういうことですよ。

○上杉委員

たぶん入れるとしたらここしかないんです。

○松為委員長

どうですか皆さん。家族支援ほかになかったですか。

○上杉委員

基本方針5の障がいのある子どもの成長支援ですから。当然家族支援は、今強度行動障害の問題がとて発達障害の分野で大きくなっている。横浜市では在宅の強度行動障害の方が約3000人ぐらいいらっしゃるそうなんですけど、強度行動障害というのここでは、今言った45番の修正文書の中に入らないですね。

○松為委員長

家族支援に関してを強調する、連携を図りますというそのあとに、一文として家族支援を入れる、保健・医療・福祉・保健・教育・分野等のところのその前に、家族支援を含めたってことで、それで含んで一部にってしまうのか、そこはどうなんですか。

○上杉委員

連携を図ることで終わって欲しくないということです。

○松為委員長

その連携を図りながら、なおかつ体制作ると。支援体制を作るってことを強調したいわけですか。

○上杉委員

実効性のある支援体制です。それが10ページの文章ともリンクすると思うんです。10ページの体制の強化ってありますよね。基本方針5の文章が連携及び体制の強化なので。ここの66ページの45も、連携と体制の強化にして欲しいということです。もっと言うと、家族支援を含めたと入れてほしい。実効性の連携、実効性のある支援体制を構築します、もしくは支援体制を強化しますという文言を提案のします。

○松為委員長

何となく文章がわかってきました。家族支援を含めた実効性のある支援体制を構築する、します、いうことを一文入れるってことですね。どうですか他の人たちのご意見、ご質問等含めて、何かございますか。

○安田委員

生活相談室とれいんの安田です。上杉委員のおっしゃるのは大変重要なことだというふうに思いますし、私も相談支援の場では、ご家族の支援はとても大事だなというふうに思っているんですけど、ただ、その前の64、65ページのところにある、実際の現在の計画の中にその具体的な内容がないので、そうするとこちらの方に事業概要だけポコッと入れても、実際に何をやるのかってところが、こちらの方に明記されていないといけないのではないかと思いますので、そこをどういう形にするかというのは、おそらくこの場でというよりは事務局の方でご検討いただく形になるのかなと思います。

なかなかその連携だけでは実際のご家族の支援ができきれないというのは、確かに私も感じているところで、何かの仕組みが必要だと思うんですけど、仕組みとなると、既存のものではないと思いますので、そのところをどうやって計画の中に盛り込むかというのが、即席にはできないかなというふうに思いました。

○上杉委員

そうですね。私も安田さんのおっしゃるように、前ページにないような家族支援って思ったんですね。だから、文章を変えるんならばここも何らかの内容の追加が必要なのかもしれないけど、今ここで家族支援を外してしまうとまた3年間ないわけですよ。そうすると、その間に、強度行動障害の人がまだできてしまうんですね。

○松為委員長

少なくとも家族支援を今言ったときに強度行動障害の子のことを考えていきますと、それに対する家族支援ってものをどっかで前面に出さなければいけないというのが基本的な意図ですよ。それをどこまで文章として強調するかですね。今さっき聞いてますと、また実効性のある体制、体制ということまで行かなくても、そこが何か議論なってるような気もするので、そこはどうでしょうかね。

○事務局

事務局からよろしいですか。強度行動障害の件なんですけど、75ページの一番上に強度行動障害を有する方への支援体制の整備につきましては、強度行動障害を有する方と生活されてる方への支援体制を検討していきますとあります。具体的なことは何一つ書いてないんですが、国の方から強度行動障害に関して支援体制を検討するよという記載はここにはしてあります。ただ、その家族支援までできるのか、どこまでできるのかというのか、なかなか明言が難し状況です。

66ページの45に追加するというのがちょっと、かなり厳しいと、検討が必要かなという状況ですね。

○松為委員

行政の実行側からすると、いろいろ体制考えていくと。やりたい書きたい思いはあるけども、現実体制を動かすときにどこまでできるかどうかということなんです。

○上杉委員

75ページを認識していませんでした。強度行動障害を有する方としては書いてあるんですね。これが家族支援ってことになると思いますので、これが家族支援という形にイメージできるように75ページの方を変えていく良いと思います。

強度行動障害のことが書いてあるので、66ページの文章ではこのままということで、ただ生活をされてる方への支援体制＝育ちの支援だということは、どこかで繋がらせたいなっていう気はします。

○松為委員長

簡単な文章で、確かに私見てて、75ページのこれだけ読んでると家族支援という概念がちょっとイメージできませんよね。そういったもしその強度行動障害ってということと家族支援を強調していくんだったら、75ページのところに何らかの形で家族支援を含むということを入れていくかどうかをまず検討するってことと、それをやると同時並行して今言った66ページの中に、家族支援を含めたってことをもう1回ダブルで出していかどうか。

○安田委員

今の強度行動障害の方とはちょっと話がずれるかもしれないんですけど、今年の春小学校一年生に上がるお子さん達について。同僚の相談員の方では、私達の方で担当してるだけで3人の方の通学のお手伝いが必要だということです。小学校に通うための行きのところ、ご家族ではでききれないということ

で送り迎え、いわゆる支援学校ではなくって、普通地域の小学校、それから特別支援学級に通われるには、ご家族が送り迎えが必要なお子さんが多いんですけども、そこが今までは、私たちの方でも年間お一人ぐらいだったんです。

今回3人の方でかつ1人は医療ケアのあるお子さんだったんですけど、そうでなくてもご家族が就労だけではなくて、家族の方も支援が必要というような状況の中で、この中で言えば切れ目のないというところの、児童発達支援事業なんかだと、送り迎えがあるのでご家族母子通園なんかもちろんありますけれども。でもある程度行き来のところが、だんだんこう整ってきて送り迎えなんかも検討していただけるようになってきたんですが、やはり地域の小中学校となるとそこはもう学校ではやられないところなので、福祉、今現在はおそらく移動支援等では認められることはなかなかできないんですけど、私たちも移動支援ではでききれないけれども、でもそのままにしておく、学校に通えないという状況になりかねないということで、お手伝いをして、社協さんとか地区の社協さんとかボランティアの皆さんとかにご協力をいただいてなんとか繋ぎあわせながらやっていたという状況がありますので、その何か新しい仕組みを作るとか、そのお子さんを支えるための家族の支援をやっぱりここに一言盛り込んでいただきたい、どこに入れたら良いか名案がないんですけど、ここ2、3年ぐらいの間にこれも大きく状況が変わったなと感じている内容ですが、子どもたちは特別支援学級行ってから普通校行く。

○松為委員長

夫婦が増えてくるとそのための家族支援が必要で増えてくるというそういう状況が生まれてくるってことなんだね。さあどうでしょう。今のこと考えていきますと、75 ページのところは今言った家族支援っていうのは、強度行動障害って、前の話議論した通り、66 ページのところについても、家族支援的なものをね、表現として入れるかどうかということが、多分、問題になってきますよね。

○寺田委員

寺田青児と申しますよろしく申し上げます。

この基本方針1と基本方針2と基本方針3に、最後に強化っていうふうに出てるんですけども、ページ数で言うと10ページなんですけど。その三つとも同じなのでちょっとそれを変えたほうが良いかなと思うんですけど。強化を変えて、もうちょっと具体的な名前にしたほうが良いかなと思うんですけど。それぞれ見ると同じ強化で終わってるので。

○松為委員長

基本方針1、2、3が三つとも強化って書いてあるから。強化っていう言葉を変えたほうが良いという話です。後で議論しましょう。その真ん中に今のこの家族ってことに関してちょっと先にですね、皆さんのご意見をちょっとまとめておきたいと思うんですけど、どうしますか。

○上杉委員

いろんな皆さんのご意見承りましたありがとうございます。75 ページを今改めて拝見したところ、これは必ずしも家族ではない場合があると読み取れるんですよ。それは、そこで家族も当然含まれているからいいんですけど、この文章だと、現在の強度行動障害の状況に対してどう対応支援するかっていうふうに読み取れてしまうので。先ほどから私がお伝えしてるのはそこに至る前の支援ですよ。そこに至る前の支援は、子ども時代ですから主に家族が担っている。だから家族支援が必要っていう意味なんです。だから家族、必ずしも家族じゃない人が、見てるかもしれないので、この75 ページの一番上の文章の支援体制の前に、療育を含めた支援体制を検討していきますって入れていただくと、少し良いと思いました。

○松為委員長

それでもし可能ならば、66 ページに家族支援という文言が入るとさらにいいと思いますけれども、75 ページちょっと文案今お話ししますと、75 ページで第一行目ですね。強度行動障害を有する方への療育を含めた支援体制の整備につまましてという感じですか。

○上杉委員

そうです。

○松為委員長

療育は成人になってからも行うから、必ずしも子ども時代でも教育は本来、学齢期をメインですよ。イメージとしては教育ってね、療育。

○上杉委員

大分子子ども時代のイメージはつくと思うので、事前対策が大事ということなんですよ。

○松為委員長

でも療育、養護学校は小中みんな含んで普通言いますよね。療育っていったら学校行く前の段階で、でも日本で言うと特別支援教育は療育。そこが弱ってことですね要するに。どうします今文案作ったんだけど、そこで入れていきますか、それともどっか他のにしますか。

もう1回言いますよ、強度行動障害を有する方への療育を含めた支援体制の整備という格好で入れていくということを今、提案したんですけど、そこどうですか。せめて家族支援っていうことをよりもっと広い概念になる。療育を含めたとなると。

○安田委員

強度行動障害を有する方。有する方と生活されてる方っていう表現の仕方がわからないのですが、ご家族等については、療育を含めた支援体制を検討していきますとかっていうようなこと。家族っていう言葉を入れていただいて言葉がダブっているので強度行動障害者及び強度行動障害を有する方のご家族に対しての療育を含めた支援体制を検討しますというような言葉でいかがかなと思います。

○松為委員長

強度行動障害を有する方とその家族という格好で明確に入れてしまうという案もあります。

○柴田委員

そうですねさきほどの上杉委員のお話を伺って言葉の表記上はそのような形でいいと思ったのですが、上杉委員がおっしゃりたいことは、強度行動障害になる前のことっていうなところであるかなというふうに思うと、この文章だともうすでに強度行動障害のある方いうふうになってしまうかなと思うと、文章表記は今安田委員おっしゃられたような形でよろしいかと思うんです。上杉委員もおっしゃりたいこととは違うかなっていうふうなところは感じますが。

○松為委員長

学齢での段階とかですね。その辺り結構共通してる感じですね。それは66ページの療育相談のところに、家族ってこともダブっている感じにするんですかね。そうすると早期療育相談及び60ページの、今言った話だと逆に早期の療育相談療育支援となってしまいますから学齢期前の段階みんな含めてこれはイメージしてる感じですよ。それをつなぐためについてということで、連携強化をしますと、単なる連携だけじゃ

なくてそれに対する支援体制の強化を図りますっていう場合にむしろ変えていくかどうかですね。

今柴田委員おっしゃる通り、学齢期前の話になってきますと、療育相談なんか十分含みますからね、語感として入れていくかどうかですね。そうすと 75 ページの方は今言った有する方、さっき言いましたように、障がいを持ってしまった後のフォローアップっていうイメージで。概念的には分けけて考えるか。

今言った 75 ページの方は、最初の通り、行動障害を有する方とその家族って格好で明確に入れてしまって、なおかつ 66 ページの方は今言った療育相談及び療育的支援をつなぐためについてことで、ここは連携じゃなくて、体制支援を図りますか、そういう格付強化していく。

そういったニュアンスになるのですかね。

さっきの 75 ページにつきましてはそのように入れるにしても、66 ページのところをもう上杉委員おっしゃるように、上杉委員お話したことも含んだ格好で、微妙ながらニュアンスをどう強化していくかっていう話かもしれないですね。

○瀧井副委員長

事務局に確認したいんですけど今の件を 66 ページに入れた場合はそれに対応する事業が何かを示さなくてはいけない作りになってるのでしょうか。

そうすると、躊躇されるのもわかる気もするんですが上杉委員がおっしゃることをそのまま入れるとしたら 66 ページに入れるのが妥当かなと思うんですけどここに入れたら何か。また支援体制強化、やっぱりどういいう事業があるんですかって聞かれたら、支援体制を作らなきゃいけない。そういったかなり入れにくいところが、そこがある。そうでなければやっぱり 66 ページにちゃんと入れた方が、いいような気がしますか。

○事務局

事務局お答えします。そうですね、ここが担当課がいろいろまた跨いでるところでもあるので、即答はできないんですけど、どこまで表記すべきか検討させていただく必要があるかなというところですね。この計画、6 年度から 8 年度までこういうことやっていきますという計画書になりますので。この場ですぐについては難しいんですけどちょっと検討させていただいてもいいですか。

○松為委員長

話よくわかります。75 ページの方につきましてはねそんな問題ないから、さっき言いましたように強度行動障害が有する方とその家族への支援体制って括弧ですが文章いきましょう。

改めて 66 ページにつきましてはちょっと事務局預かりって格好で他の担当課との間で表現に関してちょっと検討させていただくってことでどうでしょうかね。

○上杉委員

県の親の会の役員会のところに発達障害支援センターかながわエースの方も見えてまして、かながわエースが言うには、県内の各市町村を見渡したところ、茅ヶ崎市は抜きん出て、独自の取り組みをしていると、その家族支援に対して言われたんで、それってコモンセンスペアレンティングとかねいろいろ茅ヶ崎独自でやってるじゃないですかとかそういうことを指してるのかわかんないんですけども。だから、おそらく今すでにされていることがもうあるんだと思うんです。だからそれを強化っていう形になるのかなとも思うんですけど。だからそんなに新規のことを新たにやるって思わなくてもいいのかなと。

○松為委員長

担当課の方でそこは協議してみても実際に今言った、県の方が正確で表現するような格好のものがある

んだったら、書いていいし、新たな政策と言わなくてもですね。連携強化の体制って格好で表現使ったときの実態としてですね。今言ったその県の方で話したものがもしあるんだったら、特に文章としてつくれるって感じです。

○上杉委員

県ではなくかながわエースが言っただけですけどね。県の計画には家族支援は載ってないってことだそうですけど。

○松為委員長

事務局そこを含めて1回この文章表現だけちょっと検討してもらっていいかもしれないですね。

○事務局

検討させてください。

○松為委員長

ここで決めたものが、実はこの後は内部の委員会がありますから、100%通るわけじゃないですね。内部委員会というのは、まさにこの担当課の委員会になりますから、そこ十分詰め合っていないとたぶんダメなんですよね。だから今言った上杉委員の話を含めて我々こういった意見持ってますよということを含めた上で、事務局の方で、内部の委員会含めて検討していただくってことで、よろしいでしょうかね。ありがとうございました。

では最初に戻りまして先ほどご提案があった寺田委員の話ですね、10ページですね基本方針123というところで、強化強化強化って書いたけどこれどうなんだという話なんですけど、これにつきましてどうでしょうか皆さんのご意見等ございましたら。何かありますか。

逆に寺田委員に聞きたいのは、強化という言葉以外に何を使えばいいんでしょうかね。

○寺田委員

三つとも強化なんで、一つなんか二つぐらいは。一つは強化でもいいんですけどあとの二つぐらいは変えたほうがいいかなと思うんですけど。促進とか。

○上杉委員

整備とかでもいいかもしれません。どれか1個。促進じゃなくて体制の整備、基盤の整備。という表現でもいいかもしれません。

○松為委員長

これも語感の問題だからね、どれがいいつつたらどれがいいでしょう。逆に言うと、去年までの前回の基本方針の中にはこういった強化強化って言ってなかった。あんまりそれはずっと前の基本計画踏襲してましたけど。

○事務局

ここはこの文言でそのまま今6期なんですけど、456期はこの文言です。

○松為委員長

気分的に変えましょうか。なぜそういうかいとうと、実は私ずっとなんか見て今回の計画書、極めてユニークだと思うのは第3章のこのやり方がね、今まで多分なかった話なんですよね。とかく第3章全体の作り方がですね、例えば31ページですよね。こういったプロセスを変えた上で、そういうセットを見ますと、例

えば 34 ページ、前計画アンケート結果、そして課題取り組むべき課題施策。こういうところでユニットで、前回までは変えてなかったはずなんです。そういった意味で非常に各基本方針ごとにですね、前の計画の振り返り。実際のアンケートの結果、それに基づいて、いろんな情報を踏まえた上で、課題を明確にして取り組む課題はこうですよ。前回の時にはねアンケート振り返り独自の所を設けていました。

そういった意味で非常に今回に関してはねユニットとしてまとめて、きちんとそういう点ではユニークさとか独自性を打ち出してもいいという感じがありますね。

そういう背景考えてみますと今おっしゃるように、強化の部分変えて少しキーワードを変えて新鮮味を出すかっていうことも成り立つことになるかなって感じもしますね。今確認しましたらもう前期以来ずっと強化強化強化って言ってますから、そろそろ刷新かという感じもします。どういう格好で言葉使いますか。推進。あとは何でしたっけ。推進と支援と、強化強化かなり強化だよ。今まで以上にしっかり強めていきましょう。推進だったら既存のものをそのまま進めていきましょうですよ。強化は今までよりもっと強固にしましょうってそういうニュアンスがありますね。またあと、さっき強化以外に何かいい言葉ありますか。

○上杉委員

整備。ただ整備って言うと今、今ないみたいな感じですよ、

○松為委員長

整備。整備だって今まで制度を、整備充実みたいな感じで充実みたいな感じになってしまう。

○上杉委員

充実はいいかもしれないですね。

○松為委員長

充実って感覚もなきにしもあらずですね。充実ってなっちゃうと結構強化に近いイメージかもしれない。感覚ではもう少しやわらかい感じですよ。さあどうしましょう。これは考えてみたら、今まで発言していない人達を先に優先してきたいところですね、どなたか。

○事務局

事務局からいいですか。補足ですが、一応基本方針の二つ目の医療的ケア児等に対する支援体制これが一応、まだ正直不十分な部分があって、これは、整備するにはいけないという側面はあるところですね。この基本方針 1 から 3 の中で、どちらかというこれが新しいところではありますね。すいません補足でございます。

○松為委員長

そうね考えてみたら、施策の充実って格好で一応変えたことは書いてありますね。他の人たちご意見ございますか。安田さんどうですか。

○安田委員

先ほど事務局がおっしゃってくださった通りで、医療ケア、医療的ケアについては現在やはり大きな課題になってきているなというふうに感じております。生活介護の方で現在看護師を配置して医療ケアのある方達を受け入れておりますけれども、現在の支援学校にいらっしゃるお子さん達全員を今、地元にある生活介護の事業所が受け入れ止められるかっていうようなこととか、やはり医療ケアのある方たちの支援をどうしていくかっていうのは、まだ全然筋道が立ってないところなので、ここについては、市の方の表記は整理っていうふうになってはいますけれども、整備というふうにしていただいて表題のほうも整備という形にして

いただけるといいなと思います。これは基本方針 2 番ですね一番 2 番のところが、ポツの二つ目が医療ケア児等に関する支援体制の整備拡充ってなってるんですけど、ここ整備にしてください。

○松為委員長

一緒のことをその基本方針3の強化のところを整備という形に、整備拡充入れてしまう。

○安田委員

にしてくださいといいのかなというふうに思います。

○松為委員長

そうすると基本方針の 2 は先ほど事務局からお話があった通り、整備拡充問わず入れたのはその分だけ自覚してってことですよ。

それを逆に前面に出すって意味で、基本方針 2 のタイトルそのものを、障がい者の健康を支える体制の整備拡充という形で事務局が意識しているものをより前面に出すという格好でタイトル化するという感じでいきたいと思いますか。他はどうでしょうか。1 番と 3 番。これ無理に変えなくていいかなって感じですか。そこで一つ明確にしたから。今おっしゃるように 2 番に関しては、体制の整備拡充って前面に出しましょうか変えましょう。1 番 3 番につきましてはどうそこまでいか、それともこれも変えていったほうがいいかな。語感の問題感覚の問題ですから。みんなどうとらえるかっていうだけの問題ですよ。どなたか何かございますか。それじゃ、あれですね田中委員から順番にお聞きしましょうかね。

○田中委員

今お話ししてまして、一番は相談支援体制の強化っていうところも、今までの議論の中からもありますので、強化っていう方がいいかなと思います。3 番についてはポツ二つの文章で、施策の充実という言葉もあるんですけど、ただ生活基盤の充実っていうとちょっと。何かピンとこないので生活基盤の強化のままでいいかなっていうふうに思いました。

○松為委員長

では細谷委員どうでしょうか。

○細谷委員

私もですね、基本方針 1 については強化でいいのかなというふうに思います。今以上に、レベル高くしていくってところでは強化という表現でよろしいんじゃないかな。

3 番についてもですね、今の田中の方からお話がありました充実っていうと今まで足りてない部分を、満たすのかなというような表現もとらえられかねないかなというところでは、やはり強化という言葉でいいのかなと思います。今ある程度強化というレベルを上げているんだけれどもより以上に上げていくというような受けとめ方ができるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○松為委員長

江指委員どうでしょうか。

○江指委員

私皆さんのお話を聞いてやっぱり言葉の意味っていろんなものが含まれるんだなっていうのを改めて感じて聞いてたんですが、今の流れの中で、充実、3 番は充実がたくさん出るので、充実でもいいのかな

ていうのもちょっと思ったんですけど、今のご説明を聞いたらいろんな意味がある中で、強化ってしてもそのままスムーズに入ってくるなっていう印象を持っています。

○渡邊委員

はい。私も強化で、異存がないんです。

○松為委員長

山田委員どうでしょう。

○山田委員

3番、基本方針3の方がかなり充実ということで、言葉で締めくくられてますんで、充実でいいのかなという気はしました。先ほどの生活基盤の充実というのがあまり言葉としてはというお話ありましたけれども。下の説明からいくと、生活基盤の充実を図るようなことでもいいのかなと思いますが、強化でも構わないと思います。

○松為委員長

山本委員どうぞ。

○山本委員

私も、方針として、強化という言葉がかなり力があるので。それだけの強い意志はね。必要だと思います。

○松為委員長

では小寺委員どうですか。

○小寺委員

私もこれを読んでいって別に引っかかることなく読んでしまったんですけど、皆さんのご意見を聞きながらそういうふうを考えるんだなっていうのを思いながらお話を聞いてました。これでいいと思います。

○松為委員長

わかりました。では高丸委員。

○高丸委員

私も基本方針の1は、福祉人材の育成確保を図りますってことで、強化ってことの方が言ってきたと思ってます。それから、2番は拡充で、これもいいと思います。3番目の強化は施策の充実を図りますって充実という言葉がありましたように先ほど細谷委員がおっしゃるように、やはり充実よりも強化の方が、ちょっと協調性があるって、そちらの方がいいかと思ってそちらの方の強化の方で意見に賛成だと思います。

○松為委員長

ありがとうございました。では畑委員どうぞ。

○畑委員

基本方針を。それほどすごく大きな意味もなく、言葉を変える意味もそんなにないのかなと思ひまして。強化のままでもいいのではないかと思います。

○松為委員長

わかりました。皆さんお話を聞いてさっきの議論からすると基本方針の2につきましては、事務局の方もありましたけどさっき言った整備拡充という格好でいきましょう。ただし1番と3番につきましては皆さん意見を伺ってでもそのまま強化という格好でいきましょうよ。

ということで1番については強化2番に関しては整備拡充、3番目についても強化という格好でまとめていきたいと思えます。

よろしいですね。では他に何か全般に関してご意見はどうぞ。

○上杉委員

資料編になるんですが、130のさ行、一番上です。ね。サ行の九つ目ですか。ね。自閉症スペクトラム(ASD)ってあるんですが。私どもは発達障害関係の会の中で、自閉症スペクトラムと自閉スペクトラム症っていう二つの言い方を持っておりまして、どう違うかっていうと、自閉症スペクトラムってのは例えばその状態を指す。困ってなくても、ASDの人っていますよね。何かその状態を指します。自閉スペクトラム症ってという呼び方で言った場合は、その障害の特性故に困難を抱えてるってというような意味合いを持たせてるんですね。自閉症スペクトラムって当たり前普通に困ってなくても生活できてる人もいます。ただ、自閉スペクトラム症とつくと、その障害のことで、生活上困難を抱えてるってという意味合いに変わる。この文字がどこに出てるかなと思って一番最初に目についての26ページなんですけど、26ページの真ん中辺の(2)発達障害児者数、高次脳機能障がい者数のところでですけども、そこの一行目にアスペルガー症候群を含む自閉症スペクトラム学習障害、注意欠陥多動性障害って続いています。学習障害や注意欠陥多動性障害が最後に障害という言葉で締めくくられてますよね。なので、ここでは何かやっぱり困り感を感じるということを見ると、自閉症スペクトラムも自閉症スペクトラムではなく、自閉スペクトラム症とした方が並びがいいような気がします。ここは事務局に表記おまかせしますが、もしこのまま自閉症スペクトラムっていうふうに26ページをこのままでいくのであれば、130ページの資料編のところの自閉スペクトラムに、今言ったことを入れていただきたいんですね。だから場合によっては生活上困難がある場合、自閉スペクトラム症と呼ぶこともあるというような内容を入れていただきたい。

○松為委員長

注釈としてプラスアルファのですね、ASDでな。おかつ言い方によっては、自閉スペクトラム症で生活困難焦点に当たった表明もありますし、注釈は入ると多分意味がわかんなくなってしまう。それは事務局大丈夫ですよ。言葉の注釈ですから。

○事務局

自閉スペクトラム、自閉症スペクトラム今の書き方にするか自閉スペクトラム症にするか。考えさせていただきます。

○松為委員長

では他に。全般通してどんな答弁でも結構ですけど。

○渡邊委員

ボランティア連絡会の渡辺と申します。91ページをちょっとご覧いただけますでしょうか。一番下に点訳音の広報等の発行という欄があるかと思えます。1年間に24回ってことは点訳と音声訳で12ヶ月で24回なのかなという質問とですね。実は私たちのボランティア連絡会には、点訳赤十字奉仕団という、点

訳主にですねボランティアとしてやってる団体と、音声訳ですね。広報ちがさきもその音声訳を作って、視覚障がい者の方に送ってる団体がありますんで一応念のために何枚ぐらい送っているのかを聞いたところですね。音声訳が毎月40枚で点訳はですね、日本赤十字奉仕団はやっていませんということなんですけど、これはどこかに出されているのかなという質問です。約50人以上の会員がいるところで、赤十字としてやってる活動してますんで、なんでやってないのかなっていうのが一つの疑問をちょっと感じたところで、確認できればと思って、事務局にご質問したいなと思ったんですけど。

○事務局

今のご質問って、点訳の市の広報紙の広報誌の話なんです

○渡邊委員

これ広報って書いてますから。広報紙の発行ってところで、24回ってことは、12回ずつ出してんのかなと解釈したんですか。

○事務局

はい、点訳の広報紙については、ちょっと個別に配布してるとはちょっと聞いてないんですけど。市内の公共施設に毎月配布をしています。20施設ぐらいだと思うんですけど。

○渡邊委員

それはどちらで作られてるんですか。

○事務局

団体は把握していません。広報シティプロモーション課からいただいでるので。必要であれば確認します。

○渡邊委員

別に確認していただくっていうのはいいんですけど、私たちのボランティアの中にですね、点訳日本赤十字奉仕団っていう、50人以上の会員がいる。点字のプリンターも持っているし、活動してるのは自分たちがやってないっていうのを聞いたので、どっかに出してんのかなという、素朴な質問とですね、それは質問でいいんですけどもう一つお願いとしましてですね。

音声訳で毎月発行してる広報紙なんですけども、毎月40枚程度なんだそうです。視覚障がい者の障害者手帳を持ってらっしゃる方は、400人ぐらいいらっしゃるんですね、10分の1の方しか渡してないんですけども、自分たちはボランティアですので、視覚障がい者を探し出すことができないんですね。あくまでも口伝えっていうかそういう形で読者をふやすことはできません。ですから、広報シティプロモーション課から頼まれてる録音っていうのは月40枚なんですけども、10分の1ぐらいの所にしか、必要としてない人もいるかもしれませんけども、発行できないこの数字をですね、自分たちではふやせないんですね。個人情報保護っていうのがありますので、当然情報をいただけるものとは思わないんですけど、こういう分けをですね、この際していただいて、40人が80人になっても、作る作業としては、CDを複製するだけです、そんな作業大変になってしまうっていうことではないので。ぜひ障がいに応じた広報の仕方をですね、再度考えていただきたいなと思ひまして、ぜひお願いしたいと思ひます。

○瀧井副委員長

今日いらしてない視覚障がい者団体の鈴木委員に聞かれたらわかるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう。

○渡邊委員

障害者手帳ですね、発行する際に、こういうのがありますってご案内があるんだそうです。ただ障害者手帳っていうのは私は勘違いしてたんですけど、例えば免許証ですと3年に1度、変わるからその都度お知らせが届くのかと思ったんですけど、1度しか障がい者手帳は発行されないそうですんで、その時の情報がその方に届いてないと。その音声訳した広報ちがさきがその方には届かない、申し出ていただかないと、お送りすることはできませんので。400人という障がい者の障がい者手帳をお持ちの方がいるっていうのは市で当然確認されてるわけですから、その方たちに、こういう広報の配布があるっていうことをお知らせいただければ一番ありがたいと思うんですね。それで必要に応じて、そういうボランティア連絡会にご連絡いただければ、その方々に音の広報をお届けすることはできます。ということをお願いしたいなと思いました。

○瀧井副委員長

もう一度確認ですけれども、今日ご欠席の視覚障がい者福祉協会ですか鈴木委員に確認されたら、事務局の方からの確認。こういう意見がありましたということを確認していただいたらいいんじゃないかと思うんですけど、

○事務局

事務局お答えします。鈴木さん、視覚障がい者の協会の方は委員の方には入ってないので。ただ、こちらから個別にご案内させていただくことができると思います。

○瀧井副委員長

私てっきりこの委員会に入ってたして今日欠席なだけかと思ってました失礼しました。

○松為委員長

協会の方と連絡取るというのは、ボランティアとしては一つの手ですよ。ただし協会自身が、会員のそういった名簿をそのまま提出するかどうかというのは、協会の権限の問題、つまりプライバシーの問題ですかね。そこを了解した上で、相談されていくっていうのは、具体的なやり方かもしれませんよ。

○渡邊委員

細かく言いますと、広報の方にそういう対象者をふやす活動して欲しいという話をしてもですね。視覚障がい者だけに、そういうサービスをするのはできませんっていうふうに断られてきたという経緯があります。ですので広報シティプロモーション課にお願いするのではなくてですね。こちらの委員会っていうか、福祉課ですよ。福祉課で、やはり広報を充実させるっていう、障がいに応じて充実させるということであれば、障がいのある方にこういうニュースをお届けするツールがありますよっていうお知らせをですね、いただいているのが一番効果があるかと思うんですね。広報シティプロモーション課と、これやり合いますがあまり先に進みませんので、福祉課の方々にぜひお願いしたいと思います。

○事務局

今現状身体障害者手帳をですね、新しく発行された方には郵送させていただいてるところでして、その郵送の段階で、周知というかお知らせをさせていただくのがいいのか、先ほどお話しした視覚障がい者協会の方とちょっと連携をして情報を例えばいただいで、個別にアプローチするのがいいのか、個別に連絡させていただいてもいいですかね、後日こちらで検討した上でよろしいですか。

○松為委員長

ありがとうございます。では他に何か全般に関して、はい。

○山田委員

民児協の山田です。すいません内容ではなくて単純な質問です。24 ページの表なんですけれども、図表 25 のグラフが図表 26 ということによろしいのでしょうか。そうすると、18 歳以上 40 歳未満の構成比が、40 歳以上 65 歳未満の構成比が、図表とグラフでちょっと違ってるとは思いますが、単純な疑問です。

○事務局

訂正します、申し訳ありません。

○松為委員長

ほかにありますか。うん。

○瀧井副委員長

よろしいですか。ちょっと不勉強で申し訳ないんですけど、80 ページの下の方の。就労選択支援という新しいサービスが書いてありますけれども、これ今までの就労移行支援とは違うのですか。それで就労移行支援はそのままあるわけですね、選択支援で選ぶの支援するって意味なんですけどどういう。

○事務局

令和 6 年度から新設されるサービスとして、就労先を選択するときに、今まで以上に細かくアセスメントをして、その結果をもとに、例えばハローワークさんとかに行っていて、就労選択をよりきめ細かくしていきましょうという、サービスなんです。まだ正直走り出してない部分もあって、国からはそういった形で資料をいただいています。今までよりもっとアセスメントをしっかりと、就労の、選択をもっと充実させていくというサービスです。

○松為委員長

全く新しい新規事業になります。従来のような障害福祉サービスの中で移行支援 A 型 B 型定着と加えて、全く新しい新規事業として、選択支援事業が入ります。このやり方は何かというと移行支援 AB 型行く前の段階で、選択支援事業をやってその中でアセスメントしてもらいます。

アセスメントした結果に基づきまして移行支援、A、B どちらに行くかというのを決めて、あるいはハローワークからも決めていきますと、今まではそういうことなかったですね。

今まではそういった意味でアセスメントしないで、本人の希望に応じていきます。という格好でやってきた。いきなり AB とかね。その前の段階できちんとアセスメントしますと、そういった全く新しい新規事業です。ただし詳しいのはまだ決まってません。一応でもやり方としてはさ、来年度からやっていきます。問題はそのためアセスメントのためのいろんなアセスメントチェックリスト今私も例えば私の知り合いなんか今作ってる最中ですけどね。

それをどういう格好で新規事業の中で、障害福祉サービスの人たちが使うかどうかというのは、まだ詳しいのは決まっておりません。いずれにしても新規事業という扱いですね。

他何かありますか大丈夫ですか。

○安田委員

9 ページの本当に根幹のところに戻ってしまっ大変申し訳ないんですけど、9 ページの基本理念の 1 と基本理念の 2 というところがありましてそれぞれ人権の尊重とともに生きる社会の実現ということなんですけど。どちらも 1 番目は、そういうことかなという思うんですけど。ただ、文章の二つ目のところですね、人権の尊重の方にいろいろな人たちがそれぞれの暮らしの中で触れ合っていくことが当たり前であるというような内容になっていて。一方ともに生きる方は、障害の理解を深めて、障害の有無や程度に関係なく、暮らすというようなことになっていて、3 年前も同じ内容だったんだと思うんです。

3 年前はこれで私もそんな違和感がなかったんですけど、この間いろいろな形で手帳を持ってる方が増えてきたりとか、いろいろなボーダーレスな状態になってきてるっていうようなところとかともに生きるということが叫ばれてる中でいうと違和感があって、どちらかという理解を深めてしっかりと暮らせるようなことを保障する方が人権の尊重とか保障とかっていうようになっていって、触れ合うというようなことについて、ともに生きるということになっていくのかなというふうに思って。別にこれ変えないからといってどうってこともないし、もともとこういうのに基づいているので、時代とともに、この辺は大分私の方の感覚が変わったんだには思うんですけど皆さんいかがでしょうかというところなんです。

○松為委員長

社会的な概念が変わってきてるよね。

○安田委員

変えなきゃいけないとかそういうことは全然ないんですけど。

○松為委員長

それはむしろ人権的にさ、一緒になって地域生活ができるってことの保障ですよ。福祉活動というよりは、やっぱりそのしっかり保障していくっていうような、そういう話をもっと進んでるっていう。

○安田委員

それは意見としては後ろの方のサービスの見込み量のところもよろしいんでしょうか。78 ページ。のところで、重度訪問介護という重度の方に長時間支援に入るというのが、時間数が令和 8 年度で 3 倍以上の増になってるということについては大変地域生活を支えるという意味では、いいなというふうに思うんですけど一方先ほどちょっと出ていた強度行動障害の方たち、或いは強度までいなくても行動障害の方達への支援をする、行動援護という累計が現在の量よりも、事業所数が少ないということで、目標数が下がっている。月 30 時間ということですので、やはりここは厳しいところがあるなというふうに思っていて、ここは皆さんのご意見とか、なかなか先ほどの最初のところに戻るとやっぱり人材を確保するっていうようなこととか、育成をするというような課題があるので大変難しいところではあるんですけども、やはり行動障害のある方たちの生活を支えるという意味ではこの部分、重度訪問介護とか行動援護が大きな鍵になるなというふうに思いますのでご検討いただけたらというふうに思います。

あと、83 ページの中ほどの計画相談支援なんですけれども、確かに茅ヶ崎市、計画相談がなかなか進んでいないという状況で、強化しなきゃいけないというふうには思うんですけども、現状よりも、25%増というふうになるというふうな数字なのですかね。令和 4 年度 1297 件に対して令和 8 年度 1600 件というとは大体さっき計算すると 25%ぐらいの増なんですけど、やっぱり実際に職務として担当してる身としては、かなり厳しい数字だなというふうに思ってまして、市の方もいろいろご検討いただいていると思うんですけども、望ましい方向の数値だというふうには考えていますがこれについては具体的な取り組みをぜひお願いしたいなというふうに思っています。

○松為委員長

まさに要望ですよ。計画をできるだけこの通りやっていたきたいってありますよね。ただその78ページのここに関して言うと今ご指摘あったように重度訪問介護に関してはすごく何倍もありましたが、行動援護が減ってきてんですよ。これって今言った、サポートする人材が、現実問題で繋がらないからっていうことがありますよね。ただ、計画として行動援護の、数を減らしていくっていうのは、行動計画として、逆に言うと、これだけ見えますので行動のそういう人たちが少なくなってしなくてもいい達がいるから、増えてきてるかっていうそういうニュアンスでとらえられないかなって感じもちよとして。ここはどう考えればいいのか。事務局という格好で考えますか。数字の根拠もよく、どうなってるのかよくわかんないし。重度訪問介護に関しては確かにこれだけ増えてって、しっかりサポートしている、行こうとしてるんだよねって形で計画わかるんだけど、見込み量として行動援護が減っているっていうその背景とか根拠みたいなものも、どっかでこれ触れなきゃいけないんじゃないですかね。

○事務局

事務局の方でお答えいたしますとこの障害福祉サービス等の見込み量に関しては、各6年間の請求実績をもとにこちら算出しておりますので、過去6年間伸び率等を勘案して、今後の令和6年から8年度にかけての数値っていうのを算出してるような形になります。

行動援護に関しては、近年あまり実績がなく、令和4年度に1件発生したという形になっているので、過去の数字とかを見てこの数字を置かせていただいたんですが、先ほどお話いただいた実情とかも勘案してということであれば、適切な形に修正するという形になろうかと思えます。

同様にですね計画相談の方も、過去6年間の伸び率とかを算出した上での数字になってますので、これが現実的には体制がどうなのかっていう話があるのであれば、下げてっていう話も大丈夫かなと思います。

○松為委員長

みんなで準備しましょうっていう、口頭でとらえた方がいいよね。

○上杉委員

私も過去行動援護を使おうかなって思ったことがあるんですが、結果的には使いませんでした。それは行動援護に従事する資格者が極端に少ないので。だから使えなかった、使いたくなかったわけではない。ということがあります。だからこの裏にある課題にちゃんと着目しないと、こう上がっていかないと思います。さっき言った見えない課題ですよ。

重度訪問介護につきましてもこれで見るとたしかに時間数上がってるんですが、重度訪問介護って基本的に重度の障害の方が1人ですむ時に、べったりひっついて、もちろん通所時間とかはねちょっと抜かしてもいいんだけど、でも1日24時間30日で720時間、本当はないと暮らせないんです。1人の人に対して、それなのに8人で1015時間ってことは、やっぱり問題があるんじゃないかなと思います。茅ヶ崎に1ヶ所私が知ってる限り、重度訪問介護の事業所がありますが、そこと話をして実際にひとり住まいをしたいんだけどっていう、友人の相談につき合ったこともありましたけれども、茅ヶ崎市はマックス100時間であると支給量が、それではもうやっぱ話にならない。ていうことをそこで初めて知ったんですよ。だから従事する人が少ないっていう問題がヘルパーとかではあるんですが、支給量が出ないっていうこと問題なんですよ。そこはきちんと、障がい福祉課さんの中で検討していただきたい課題だと思います。

○松為委員長

少なくとも報告書の中において言った見込み量に関しては18ページ見ても、その見込みを出すときの計算の根拠って70ページ中にそれ書いてありますよね。だから、こういった過去の実績を踏まえた上で計算しましたっていうことになってくると、こういう数字にならざるをえないというのはしょうがないと思

ます。だからこれをどういう格好で我々が理解しとくかですよね本当はね。それからっていうことやってく前に、例えばこれを踏まえて他のところでね。ここで行動援護がこうであるからこそ行動援護の担当者もっとふやすべきだとか何かそういった注釈みたいなのかなと感じますよね。今計画につきましても計画をやって増えてきてます。であるがゆえに、先ほどありましたように、人材育成をもっとふやしていきましようところに繋がってくるような、そういった表現になってくるとわかりやすいかなと感じますけどね。数字出した根拠はもうこれしょうがないね過去の実績を踏まえた上で推移推計予測ですからね。

○上杉委員

その裏事情みたいなやっぱりそうらしいんですよ。

○松為委員長

でもそれをどこまでこん中に組み込むかって結構これはね、なかなか大変かもしれない。

○上杉委員

議事録に残すだけでもいいと思いますけど。

○安田委員

行動援護の事業所 1 事業所って多分とれいんになるんですけど、1 人しか利用されてないっていうこと。ただこの 3 年間の推計値ということで、これについては 88 ページの移動支援事業も同様なんですが今回この 3 年間コロナ禍でしたので、かなり外出支援について私たち事業所側も大分制限させていただいていたというような経過については、踏まえていただいてこー文加えていただけた方がいいかと思います。皆さんにご協力いただきまして茅ヶ崎市、毎年行動援護の事業者の養成研修も行って、大分資格者は増えてきているということがありますし、あと今までと違って少しハードルを下げながら行動障害の方たちを移動支援ではなくて行動援護でというようなことの切り換えもやはり考えていかなければいけないというふうには、事業者側としても考えていますので、ちょっとその辺がこの数字自体を変えるというよりもそこをやっぱり表記していただくような形でご修正いただければというふうに思います。

○松為委員長

事務局そこを少し加えて、数字変えるわけにいかないからね、数字の理解の仕方とかその数字をどうとらえるかっていうそこに関して、少し見解を 1 行 2 行でもいいから加えたらどうかと思うんですけど。そこはどうですかね可能性としては。

○事務局

そうですねここ 3 年間コロナもありましたし、これからの社会情勢を踏まえた上でちょっともう少し説明を付け加える必要があると思いますので、そこは次回の会議で案を示させていただければと思います。

○松為委員長

では他に何か全般的にどういうことでも結構ですけども。ないようでしたら、結構今回長時間にわたってましてほぼ 2 時間近くです。いろんな格好でいろんな議論がありましたけども。特にないようでしたら議案の二つ目ですねその他につきまして、事務局の方から説明、よろしく願いいたします。第 1 号議案につきましては議案、これでおしまいということにしたいと。

○鈴木(朗)課長

1 点報告させていただきます。基幹相談支援センターの設置についてのご報告です。本市では、これま

で地域の相談支援体制の強化や障がい福祉分野における人材育成を通じ障がい者の相談しやすい環境の整備を目的に基幹相談支援センターの設置に向けて取り組んできたところでございます。このたびプロポーザル方式を採用して法人選定ということで、5月23日に市内において基幹相談支援センター設置運営法人選定委員会を設置し、5月30日より法人の募集を行いました。最終的に1者の応募がございまして、7月13日に選定委員会において、その1者による提案書の提出とプレゼンテーション行っていただいて、その内容審査した上で、最終的に社会福祉法人碧が優先交渉権者として決定いたしました。なお、8月の1日に契約を締結させていただく予定で、実際の運営は10月の1日からとなります。今ご報告した内容につきましては、茅ヶ崎市の記者発表ということで、8月1日に公表させていただく予定となっております。報告は以上です。

○事務局

3回目の委員会のスケジュール予定ですが、9月中旬から9月下旬に3回目の推進委員会を開催させていただければと思っております。本日いただいたご意見を盛り込んだ上での再度の修正と事務局の方でもですねもう一度最終的にすべてチェックしまして最終的な案を出させていただければと思います。内部の委員会は8月下旬ぐらいに行う予定ですが、そこでの意見も踏まえて、素案を最終確定させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。